

提 言 書

みんなで育ちあう
「子どもたちに輝く未来を」



令和4年10月

焼津市議会総務文教常任委員会

委員長 松島 和久

副委員長 須崎 章

委員 石原 孝之

内田 修司

岡田 光正

池谷 和正

深田 ゆり子

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、焼津市を取り巻く社会経済への大きな打撃と共に、新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい生活様式」の実施が求められるなど、私たちの社会経済構造は劇的に変化している。

コロナ禍においては大人や高齢者や子どもも同様に外出を避けるなど、人と人との係わりが希薄になっているのではないかとと思われる。

しかし、コロナ禍においても、人口減少・少子高齢化社会への対策・デジタル化の推進など地域課題の解決は歩みを止めず、対応していくことが重要である。

焼津市は第6次焼津市総合計画第2期基本計画における施策の横断的な6つの政策の1つに「安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり」を掲げている。施策として「みんなで支える子育て環境の充実」と「学校教育の充実」を取り組むとしている。焼津市としては子育て環境の充実が重要であると認識しており、当委員会も同様に子育て環境の充実は重要であると考えた。

また、人口減少下における少子化対策は切り離せないものであり、子どもを主役に市民と行政と地域と教育・子育て機関が連携・協働していく事が望ましいと考える。

総務文教常任委員会では、焼津市の「子どもたちに輝く未来を」届けるためには、今何が必要で、何をすべきかを検討し、心身の健康を作り上げるための「食育の促進」、安全で安心できる「子どもたちの学びの場の整備」、「子どもたちが歩いて行ける場所に安心して過ごせる居場所づくりを！」の3つをテーマとして政策提言の協議を重ねた。これにより「子育てをするなら焼津市で」と多くの方々に思っただけの事を願い提言をする。



Ⅱ. 提 言

1. 食育の促進

<現状>

核家族化が進み、共働きの増加などの社会環境の変化や、調理済み食品の利用などにより食生活の在り様も大きく変わり、保護者が子どもの食生活を十分に把握し管理することが困難になっている。

子どもたちには、栄養や食事のとり方や食品の品質と安全性などについて、正しい知識に基づいて自ら判断できる能力が必要になっている。

内閣府が2020年7月に発表した「子供・若者白書」によると、成長期においては、健全な食生活の環境下におかれることが、豊かな人間性を構築する大きな要因として重要視されている。しかし現実問題として、朝食を欠いている若年層が少なくない。2019年の調査で毎朝しっかり朝食をとる人は、小学生で86.7%中学生では82.3%にとどまっている。

焼津学校給食センターでは、1日約11,000食の学校給食を提供している。市内の各小中学校では「食に関する指導の全体計画」により、食べて元気、食生活と健康、サラダで元気などの学習指導が行われているが、朝食の欠食状況は、小学校2%、中学校4.4%となっている。朝食を食べないと、脳もからだもボンヤリということになる。



朝食はしっかり食べましょう



小学生用給食

学校給食では、安全な食材の取り組みとして、主に国産品を利用しているが輸入品についても安全性を確保した食品を使用している。また、地産地消への主な取り組みとして、令和3年度に学校給食で使用した食税のうち、コメは100%、生鮮野菜・果物は8.7%、魚や加工品は43.3%が焼津産（魚や水産加工品は加工地）となっている。食物アレルギーのある児童生徒への対応として、食品表示法で定められているアレルギー表示28品目については献立表に表示提供するとともに、対象児童生徒の保護者には、使用材料と加工食品の仕様書を詳細な資料として提供している。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの国際情勢を受けて、物価高により食材

費の価格高騰が著しく、家計での食費や学校給食での食材費の負担が大きくなっている。全国の自治体では家庭の負担を避けるため、学校給食費の値上げ分を公費で補助する動きが広がっている。

<課題>

子どもに対する食育については家庭を中心としつつ学校においても積極的に取り組んでいくことが重要である。

朝食を抜く理由としては「寝起きが悪い」「朝食時は食欲がわかない」などの個人の特性によるところもある。一方で子ども当人や朝食の用意する保護者の時間上の都合、さらには手間を嫌がることの結果として、子どもは朝食が欲しいのに、摂取できない事例も想定できる。

厚生労働省の調査によると、国民の3人に1人が何らかのアレルギー疾患があるとし、喘息、アトピー性皮膚炎疾患の子どもの食物アレルギーは13%以上となっている。消費者庁から平成30年度発表された、食物アレルギー全国実態調査では食物アレルギーの原因食物は、鶏卵が34.7%、牛乳が22.0%、小麦が10.6%となり、主要3大原因食物で全体の67.2%を占めている。

焼津市学校給食センターでは、施設の整備状況や人員等の体制が整っていないため、食物アレルギー反応がある児童生徒への給食は提供していない。多忙な朝の時間帯に、保護者などが各自手弁当を用意している。

食材費の高騰が、学校給食を直撃している。令和4年9月焼津市議会定例会の補正予算において、価格高騰による食材費の値上がり相当分を公費で負担することになった。学校給食法では「食材費は保護者負担」とされているが、値上がり相当分は継続的な補助が必要である。

<提言>

1. 保護者を対象とした食育講座

健康ゾーン構想食生活の取り組みの一環として、栄養教諭が中核となり食育推進体制を確立しセミナーを開催すること。

2. 朝食の欠食をなくし成長期の健全な食生活

次世代を担う子どもの食環境の改善に努め、子どもに望ましい食習慣を身に付けさせる必要がある。保護者と児童生徒に食事の重要性を理解して欠食をなくすためのモニタリング調査及び、講座を実施すること。

3. 食物アレルギーのある児童生徒への取組

現状は各自弁当を持参して昼食をとっている。一部でも提供可能な食物から提供し、給食センター建替え時には特別調理室を設置し食物アレルギー対応を実施すること。

4. 学校給食費への継続的な公費補助

学校給食法では「食材費は保護者負担」とされ、値上げしなければ必要な栄

養を維持し一定レベルを保持した給食提供に支障が出る可能性があり、必要に応じて継続的に公費補助を実施すること。

2. 子どもたちの学びの場の整備

<現状>

ハード的な学びの場として、小中学校の教育環境整備は、「学び舎にここ元気計画」に従って計画的に進められている。具体的には普通教室などの空調の整備は既に完了している。また、机・椅子の更新は令和4年度で完了の予定である。トイレ洋式化は低学年から計画的に進められており、令和7年度で完了の予定である。教室内部ロッカーの改修は令和8年度で完了の予定である。

GIGA スクール関連では、学校の各教室のネットワーク環境の整備は完了し、令和4年度に体育館への整備が予定されている。子どもたちの端末も一人一台を整備済みである。

また、小中学校の校舎については最も古いもので50年以上を経過したものもある。

ソフト的な学びの場として、焼津市の未来を担う小中学校の児童生徒が、議会制民主主義を体験的に理解するとともに、政治への関心を深め、また焼津市の将来について考えるといった主権者教育の体験の場が少なく、一部の学校で新庁舎議場の見学や模擬議会を体験したが、まだ一部に留まっている。

<課題>

空調の整備については普通教室などは完了したが、体育館は未整備である。

GIGA スクール関連では、すべての普通教室と理科室、体育館、加えて中学校にあっては技術室等へのネットワーク環境については整備済、又は整備予定であるが、それ以外の特別教室などは整備していない。端末については整備間もないことから、不良や故障はあまり出ていないので、現状は問題となっていない。

小学校での ICT 端末を使用した授業を見学したが、各学年で工夫して使用されている状況は見られた。文房具として端末を使用しており、各自が自分の使いたい形で使用している様子もわかり、ある程度は有効的に使用されている。

端末を家庭に持ち帰って使用することについては新型コロナ関連で一部実施したが、本格的な実施は現在検討中である。

教員の ICT 教育のレベル向上については ICT リーダーを中心として裾野を広げるようにしてきたが、ICT リーダーへの負担を減らすために新たなリーダーの育成を図っていく必要があると考える。



校舎整備については、公共施設マネジメント観点で整備を行えば80年まで可能との当局の見解である。

主権者教育の一環として、こども議会を開催している自治体もあるが、実際にこども議会を開催するとなると、計画から実施、終了してからの評価など、想定される業務量は多大である。現場の先生方は、ただでさえコロナ禍で仕事量が増加しており、一方では働き方改革の推進などで新たに時間を割くことは難しい状況である。このため、実施にあたっては、なるべく現場に負担をかけないような配慮が必要である。

また、議場の見学・体験などを行う場合でも、授業時間との調整、議場までの交通手段の検討、バスの手配などの調整が必要である。学校行事の年間スケジュールの中で、どの科目で主権者教育として組み込むかの検討も必要となる。

<提言>

1. GIGA スクール インフラ環境の追加整備

GIGA スクールに関しては、初期のインフラ整備は完了したが、一部の特別教室のネットワーク環境が未整備であり、追加整備の検討が必要である。また、先進自治体ではオンライン学習システム（AIドリル）を導入しているところもあり、児童生徒が各自に合った問題を自主的に解くことによって、それぞれの向上心をもつことが出来たという事例があった。こういったシステムは教師側の負担は少ないと思われるので、導入を検討してほしい。さらに、学習端末の家庭への持ち帰りおよび家庭での使用については、早期に実現できるよう、具体的な方針の検討を引き続き行うこと。

2. 教員に対する ICT 活用に対するバックアップ

教員間の ICT 活用状況に差が生じているところもあり、管理職によるリーダーシップのもと、教員に対する組織的なさらなるバックアップを行うこと。

3. 学校環境の整備

校舎整備に関しては、将来的な校舎建て替えに伴い、さまざまな大きな課題が出てくることが予想されることから、時間をかけて検討をしていくこと。

4. こども議会の段階的实施

こども議会を実施し、自分の暮らす街に興味を持ってもらい、地域の課題やその改善策の提案をしたり、政治を身近に感じてもらい、社会参画の経験を培うことは重要と考える。ただ、課題にも述べたようにこども議会の実施には大きなハードルがある。そのため、まずは社会見学などの一環で議場見学・体験を実施し、その先にステップを踏んでこども議会の実施に育てていくこと。



3. 子どもたちが歩いて行ける場所に安心して過ごせる居場所づくりを！

<現状>

焼津市は小・中学生の様々な体験・交流活動の機会の提供を図りながら、子どもの社会性と自立性を育む環境づくりに取り組んでいるが、子どもの居場所は少ない。子どもの居場所の定義は「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」である。

居場所では、学び・遊び・食事・体験・交流などが行われ、配慮が必要な子どもや保護者には指導・支援がされる。子どもたちが1人で歩いて来られる距離にあるのが基本で、全国的には、地域の「児童館」、「公民館」、「子ども食堂」「無料塾」「プレイパーク」などで実施している。



そこでは、子どもたちは、地域に自分の居場所があり、地域の人々に支えられることで、楽しい・嬉しいなどの感受性が育ち、「自分は皆から愛される大切な存在なのだ」という自己肯定感を得て、「生きる力」「がんばる力」を得ることができる。また、そこに集う子どもたちや子育て家庭のためだけではなく、高校生や大学生の社会体験、シニアや地域の交流スペースとして多様な役割を担っている。

<課題>

- (1) 体験交流活動や子どもの施設は、①自宅から歩いていけない距離にある、②お金が掛かる所もある。③毎日のように実施していないものもある。このように、子どもが気軽に行ける「居場所」が少ない。
- (2) 3年前からのコロナ禍の外出自粛やマスク生活によって、学童保育のように「群れて遊ぶことができなくなる」、「暑いのにマスクを外せない」など、人とひととの関係性を育むコミュニケーションや喜怒哀楽の感情形成、言語能力も弱くなっているなど問題が出ている。
- (3) 貧困、障害、虐待など、特別な支援を必要とする子どもや家庭が増加している実情とちょっとした心配事の相談も増え、担当部課の個別相談・支援だけとなっている。
- (4) 子ども居場所づくりは、これまでも市民の方々から要望があり、「焼津市総合計画に関する市民意識調査」(令和4年3月)の自由意見や「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画(案)」のアンケート結果やパブリックコメントにも声が寄せられている。
- (5) 担当課とのヒアリングを通して、各部署がそれぞれの活動を積極的に実施しているものの部課を横断した議論が不足しているのではないかと感じられ、焼津市には



包括的支援として「親と子どもの居場所」づくりが必須であること。また、支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぐと共に、関係性の貧困を断ち切ることができるよう、子どもが身近な場所で利用できる居場所づくりの充実・強化の必要性を感じた。

<提言>

以上のことから、子どもたちが人と関わり合いながら成長・発達していくことができるよう、歩いて行ける場所に安心して過ごせる居場所をつくることを求め、以下提言する。

1. 小学校区単位での子どもの居場所の実施

焼津市の居場所である「ターントクルこども館」、「児童センターとまとびあ」、「放課後子ども教室」、「子ども体験活動教室」、などの実態を把握し、これらの事業内容を小学校区単位で実施できるようにすること。

2. 子育て家庭への実態調査の実施

宇都宮市の実態調査を参考とし、子どもと子育て家庭等に関する実態調査の実施。それにより、経済的貧困・関係性の貧困の実態を明らかにすること。

3. 親と子どもの居場所の設置

専門的支援が必要な子どもに対し、児童相談所など要支援児童健全育成事業などで対応していることと思うが、配慮が必要な子ども・保護者には、「親と子どもの居場所」を位置づけ、子どもを見守りながら、保護者の精神的負担を軽減するなど、個々の状況に応じて包括的な支援をする場を提供すること。

4. こども計画の策定

通常国会において来年4月からの「こども・家庭庁」設置と「子ども基本法」が制定され、今後市町村は「市町村こども計画を定めるよう努める」こととなった。焼津市もこども計画を策定し、「子どもの居場所づくり」を積極的に推進すること。

Ⅲ. おわりに

焼津市総務文教常任委員会の、政策提言は、みんなで育ちあう「子どもたちに輝く未来を」をテーマとした。焼津市の未来を担う子どもたちに安全で安心できる環境を提供することは我々市議会の使命の1つであり、子どもたちに明るい笑顔の溢れる日常を届けるための提言である。

各委員が重要と考えた3項目は、子育て・教育の分野では市民ニーズに即した優先度の高い課題である。

「食育の促進」では、共働きや一人親世帯の増加など社会環境の変化により、食事の管理の困難な家庭や朝食を欠食している子どもの増加などの課題を認識し、保護者を対象とした食育のセミナーや講座の開設。給食ではアレルギー対策と物価高を背景とした継続的な公費補助を提言した。

「子どもたちの学びの場の整備」では、現在 GIGA スクール構想や学び舎ニコニコ元気計画など諸施策で教育環境整備は進んでいるが、未整備部分の追加整備が早期に必要であること。教員の ICT 活用のスキルアップなどと、未来を担う子どもたちに主権者教育や子ども議会の段階的な開催などを提言した。

「子どもが歩いて行ける、安心して過ごせる居場所づくり」では、子どもが自宅から歩いて行ける居場所がない事や、特別な支援を必要とする親子に包括的な支援を受ける事が出来る場の提供など、現状の課題に対して、小学校単位での居場所の設置、子育て家庭への実態調査、親子の居場所の設置、総合的な「こども計画」の策定を提言した。

今回、現地調査や先進事例の調査研究を行う中で、孤独や孤立に悩む方、仕事と子育ての両立など、一人ひとりを支える支援策が必要であり、子どもたちと保護者が多くの人との関わり、「みんな」で取り組む課題であると感じた。

子どもたちの明るい未来づくりに、焼津市として、本政策提言の実現を強く願うところである。

本提言が焼津市民の輝く未来に繋がれば幸いである。

政策提言に係る活動経過

回	開催日	活動内容
1	5月21日	テーマの提出
2	7月21日	テーマの提出
3	8月23日	テーマの選定
4	12月17日	テーマの選定及び班編成
5	2月4日	テーマの確認、班の編成
6	3月8日	テーマごとの各班からの検討報告と意見交換
7	4月4日	各班からの報告
8	5月9日 ～11日	行政視察（高崎市、古河市、宇都宮市）
9	5月23日	各班からの報告と意見交換
10	6月21日	各班からの報告と意見交換
11	7月19日	各班からの報告と意見交換
12	8月25日	各班からの報告と意見交換
13	9月5日	各班からの報告と意見交換
14	9月26日	提言書のとりまとめについて
15	10月5日	提言書のとりまとめについて
16	10月21日	議員全員協議会で全議員へ報告